

厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
分担研究報告書

旅館業法及び興行場法の施設における感染防止対策等を含む衛生管理の推進のための研究
旅館の施設における特定感染症まん延防止の研修ツール作成
健康状態等確認方法の検討

研究分担者 黒須 一見 国立健康危機管理研究機構 国立感染症研究所 薬剤耐性研究センター
主任研究員
研究代表者 開原 典子 国立保健医療科学院 建築・施設管理研究部 上席主任研究官

研究要旨

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行時に、SARS-CoV-2 陽性者の宿泊療養を受け入れていた旅館業等の関係者を対象として、当時実施されていた感染対策及び宿泊者・従業員に対する健康観察の運用状況についてヒアリング調査を実施した。その結果、健康観察は COVID-19 流行以前より、食中毒やノロウイルス感染症等を想定した体調確認項目を用いて実施されており、2023 年 5 月の COVID-19 の五類感染症移行後においても、継続的に実施・記録されていたことが確認された。

また、各施設で運用されていた COVID-19 対応マニュアル、事業継続計画（Business Continuity Planning: BCP）及び健康観察確認表は、特定感染症発生時においても活用可能な内容を含んでいた。これらを参考に、特定感染症発生時を想定した健康状態確認項目の検討を行い、健康状態等確認表を作成した。

A. 研究目的

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）流行期に帰国者/渡航者の受入れを実施した旅館業等の関係者へ受入れ時の課題、工夫点、健康観察を含む感染対策等に関する情報収集および施設見学を行い、健康状態等の確認様式と健康状態等の確認内容の検討を行う。

B. 研究方法

旅館業等の関係者へのヒアリングおよび施設見学

全国旅館生活衛生同業組合連合会（全旅連）及び、千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合等の関連団体協力の下、旅館業等の関係者からのヒアリングおよび施設見学を行う。COVID-19 対応のマニュアルや健康観察確認表、事業継続計画（Business Continuity Planning: BCP）等の記録物を確認する。

C. 研究結果

2025 年 8 月に国際空港付近の施設 A を訪問し、関係者へのヒアリング調査を実施した。ヒアリングや施設見学から得た情報について、C-1 から C-7 に整理し記述する。

C1. 施設概要

2020 年 9 月～2023 年 7 月末まで国際空港からの帰国者/渡航者の待機施設、SARS-CoV-2 陽性で軽症者の療養施設として対応していた。施設内はグリーンゾーン（検疫所職員により構成された対策本部職員や宿泊施設職員が滞在する空間）とレッドゾーン（海外からの帰国あるいは渡航後の待機宿泊客）を階で明確に分けていた（図 1）。

C2. マニュアルの作成

COVID-19 対応のマニュアルは、全旅連でも作成していたが、施設職員自らで情報収集を行って自施設向けに作成した。情報源としては、厚生労

働省のガイドライン等、近隣の同業者との情報交換、旅館業組合の通知、宿泊施設が所属する組合の資料等が挙げられた。政府関係者の訪問時などに適宜マニュアル内容に関して相談していた。対策本部職員がレッドゾーンへ立入る際の業務内容と使用する个人防护具、ホテル従業員と対策本部職員との連携方法を明確にし、退室後の客室の清掃方法等も手順を作成し準拠した。食中毒発生（ノロウイルス対応も含む）対応や震災対応のBCPを作成していたため、これらを参考にCOVID-19対応のBCPも作成した。

C3. 従業員への研修

検疫所職員が常駐しており、2020年9月の客受け入れ前に宿泊施設従業員に个人防护具の着脱（演習を含む）、廃棄物取り扱い等の研修を実施した。なお、COVID-19対応以外の防災や地震訓練は、平時と同様に実施していた。

C4. 物品の備蓄と管理

个人防护具の備蓄は、不織布マスクと手袋が約1000枚、そのほかガウンや眼の防護具等300枚ほど備蓄していた（1か月分に相当）。2020年3月頃は一時的に不織布マスクが入手困難となったが、その後は十分に確保でき、不足となる事態はなかった。

C5. 健康観察方法と記録

客：チェックイン時に非接触型の体温計を使用した検温、アルコール手指消毒を実施した。この対応は五類感染症移行となる2023年5月まで実施していた。客の記録は特に実施していなかった。従業員：健康観察記録は、もともと食中毒対応等で使用していた記録用紙を参考に作成した。

出勤前は自宅にて検温し、体調不良時は出勤せず、上司に連絡し休みとしていた。出勤時はバックヤードのタイムカード設置場所に設置した非接触体温計で検温を行っていた。出勤後の体調不良時には上司に報告し、速やかに帰宅させていた。ホテル従業員は責任感が強く、多少の体調不良でも勤務してしまうことから、軽い体調不良でも申告するよう働きかけた。観察結果は所定の記録用紙に自身で記入し、調査時点も継続して記録されていた。

C6. 客室内清掃

客の退室当日は立ち入らず、退室翌日以降に客室清掃等を実施としていた。待機客の退室後清掃は、施設従業員は実施せず、県のペストコントロール協会に依頼していた。

C7. 使用後のリネンおよび廃棄物の管理

客に使用したリネンは廃棄としており、ペール缶に入れ、産業廃棄物業者に引き渡していた。

D. 考察

新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の水際対策の強化として日本政府は、2020年4月3日午前0時以降、世界のすべての国と地域から入国する人に対し2週間の自宅等での待機を要請し、73の国と地域から帰国した人などについては、症状の有無にかかわらず全員をウイルス検査の対象とした。SARS-CoV-2陽性で軽症者の場合は指定の宿泊療養施設で一定期間療養することとされた。今回訪問した宿泊施設Aは、政府の依頼でCOVID-19発生当初は帰国者/渡航者の受入れ、流行期にSARS-CoV-2陽性で軽症者の療養施設として対応していた。健康観察においては、COVID-19流行以前からノロウイルス感染症や食中毒発生時に備え、日常的に従業員の健康観察を実施し、COVID-19流行期にも日常的に使用していた記録用紙を活用して運用を行っていたことから、従業員に行動変容を促すものではなく、混乱もなく実施されたと考えられる。ゾーニングを含む施設の管理体制について、施設が自ら計画・実施した感染対策により、宿泊施設内でのクラスターの発生はなく、従業員は安全に業務を遂行できたと考えられた。

諸外国での旅館業・宿泊施設等における職業感染対策では、米国疾病予防対策センター

（Centers for Disease Control and Prevention : CDC）の職業感染管理ガイドライン¹⁾は医療従事者を主対象としていたが、COVID-19流行時には、医療での職業感染管理の概念として、ホテル業従業員の健康観察についても、検温、症状確認、曝露後報告等の推奨が導入された。

American Hotel & Lodging Association の Safe

Stay ガイドライン²⁾では、CDC ガイドラインに基づき、従業員及び宿泊客の健康確認、職場健康安全計画（Workplace Health & Safety Plan）、有症状時の報告体制等の整備を求める記載がされている。英国を中心とする欧州では、COVID-19 流行時に、ホテル業・飲食業や旅行業等の **hospitality sector** に対する職業感染管理の推奨が整備された。英国健康安全保障庁（UK Health Security Agency : UKHSA）の職場向け呼吸器感染症対策ガイドライン³⁾では、職員の症状自己確認、有症状時の報告、職場リスク評価が推奨されている。また、英国安全衛生庁（Health and Safety Executive : HSE）の職場向けガイドライン⁴⁾では、**health surveillance**、**worker protection**、リスクアセスメントの重要性が示されている。さらに、**hospitality industry** 向け実務ガイド⁵⁾では、手指衛生、**staff communication**、感染対策、職員の安全等が具体的に記載されている。COVID-19 流行時には **managed quarantine hotel** における感染リスク評価文書⁶⁾において、ホテル従業員の感染対策及び健康管理の重要性が強調された。日本国内では、COVID-19 流行時の宿泊施設向けガイドライン⁷⁾において、出勤時の検温、症状確認、有症状時の就業制限等が推奨されており、過去の厚生労働科学研究⁸⁾では、宿泊施設の約 9 割が従業員の健康観察を実施していたことが報告されている。また、宿泊療養施設向けマニュアル⁹⁾では、ホテル従業員及び医療従事者に対する健康管理、症状確認、感染予防策の継続的実施の重要性が示されている。2023 年改正旅館業法関連資料¹⁰⁾では、特定感染症発生時の健康状態確認及び記録保持の必要性が示されている。旅館業・宿泊施設での特定感染症発生時の感染拡大防止対策としても従業員の健康観察及び記録管理は重要と考える。

健康観察方法としては、積極的健康観察（**active monitoring**）と自己健康観察（**self-reporting**）の 2 つの手法があげられる。一般的には、積極的健康観察とは、感染症曝露後に感染対策担当部門等が定期的に対象者へ連絡又は確認

を行い、発熱、呼吸器症状、発疹等の有無を継続的に把握する管理方法であり、自己健康観察は、対象者本人が自身で健康状態を確認し、症状出現時に報告する方法を指す。これらを旅館業・宿泊施設において取り入れる場合、感染症流行の有無にかかわらず、日常より従業員の自己健康観察による報告および記録を行い（図 2）、特定感染症発生時には積極的健康観察（図 3）も追加することも一案である。

図 4 に従業員の健康確認表の例を示した。従業員の健康確認表では、検温結果、症状の有無、対応の有無を記載し、症状や対応の詳細は備考欄に記載する等、シンプルかつ必要項目が記載されることがのぞまれる。COVID-19 流行期には宿泊客の健康確認も実施されていたが、記録はされていなかった。COVID-19 のような感染症流行時には宿泊客も図 5 に示したような簡易的な記録を行うことで、感染症疑い例への探知や対応が迅速に実践できる可能性がある。今回の調査施設以外に、国際空港近隣地域で 2020 年 7 月以降に待機帰国者施設の受け入れをしていた宿泊施設 B に対しても 2024 年 12 月にヒアリングを実施したが、施設 A と同様に日常的に従業員への健康観察および記録を行っており、調査時点でも継続されていた。いずれの施設も基本的には所定の記録用紙に従業員が記載する方式であったが、医療機関等では LINE 等のアプリを使用した報告形式も取り入れていた。今後の健康観察入力方式として、Web やアプリによるデジタル化が実装できると簡略化やタイムリーな報告体制につながると考えられる。

E. 結論

新型コロナウイルス感染症流行時に帰国者/渡航者の待機、あるいは SARS-CoV-2 陽性者の宿泊療養を実施していた旅館業等の関係者に COVID-19 発生当時の感染対策や客および従業員の健康観察状況のヒアリングを実施した。当時作成され、使用されたマニュアル、BCP や健康確認表は特定感染症発生時にも活用できるものであり、これらを参考に健康状態等の確認内容の検

討を行い、健康状態等確認用紙を作成した。これら健康状態等確認用紙は、研修ツールにも資料として組み込み、従業員は日常的な健康観察ツールとして使用し、特定感染症発生時には客の健康管理にも役立てることが可能となる。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

- 1) 黒須一見、開原 典子. 新型コロナウイルス感染症流行期の旅館業等での対応の実際. 第 84 回日本公衆衛生学会総会. 示説発表. 静岡. 2025 年 10 月.
- 2) 開原典子、林基哉、柳于、黒須一見、戸次加奈江、島崎大. 旅館業法及び興行場法の施設の感染拡大防止対策に関する調査研究 その 1 施設の実態と感染拡大予防策の検討. 第 84 回日本公衆衛生学会総会. 示説発表. 静岡. 2025 年 10 月.

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

<参考文献>

- 1) Centers for Disease Control and Prevention (CDC). Infection Control Guidance for Healthcare Personnel.
<https://www.cdc.gov/infection-control/hcp/healthcare-personnel-epidemiology-control/index.html> (2026 年 5 月 10 日確認)
- 2) American Hotel & Lodging Association (AHLA). Safe Stay: Enhanced Industry-wide Hotel Cleaning Standards. 2021.
https://helra.org/content/download/2039/16155/SafeStayGuidelinesV7_080521_1.pdf
(2026 年 5 月 10 日確認)
- 3) UK Health Security Agency (UKHSA). Reducing the spread of respiratory infections, including COVID-19, in the workplace.
<https://www.gov.uk/guidance/reducing-the-spread-of-respiratory-infections-including-covid-19-in-the-workplace> (2026 年 5 月 10 日確認)
- 4) Health and Safety Executive (HSE). Coronavirus (COVID-19) guidance for workplaces.
<https://www.hse.gov.uk/coronavirus/> (2026 年 5 月 10 日確認)
- 5) UK Hospitality, British Beer & Pub Association, British Institute of Innkeeping, Northern Ireland Hotels Federation. COVID-19 Practical Guide for the Hospitality Industry. 2020.
https://causewaycoastandglens.gov.uk/uploads/general/UKH_BDO_HU_NIHF_Guidance.pdf (2026 年 5 月 10 日確認)
- 6) UK Government Office for Science. COVID-19 Transmission in Hotels and Managed Quarantine Facilities. 2021.
https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6143388a8fa8f503b3a1dc56/S1370_COVID-19_Transmission_in_Hotels_and_Managed_Quarantine_Facilities.pdf (2026 年 5 月 10 日確認)
- 7) 公益社団法人日本ホテル協会. 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン. 2020 年 (最終改訂 2023 年). https://www.j-hotel.or.jp/uploads/jhotel-admin/covid19_guideline.pdf
(2026 年 5 月 10 日確認)
- 8) 厚生労働科学研究費補助金「旅館及び公衆浴場における感染防止対策に関する研究」総合研究報告書. 2023 年. https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/20227010B_A%2810%29_%E5%81%A5%E5%8D%B1%E4%B8%80%E8%88%AC_%E5%B1%B1%E5%B2%B8%E7%8F%AD_%E7%B7%8F%E5%90%88%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8_%E5%88%A5%E6%B7%BB5.pdf (2026 年 5 月 10 日確認)
- 9) 国立国際医療研究センター国際感染症センター. 新型コロナウイルス感染症の軽症者が滞在するホテルにおける従業員及び医療従事者向けの感染予防と健康管理マニュアル. 2020 年.
https://www.ncgm.go.jp/covid19_old/PDF/20200507_co1.pdf
(2026 年 5 月 10 日確認)
- 10) 厚生労働省. 令和 5 年 12 月 13 日から旅館業法が変わります!. 2023 年.
https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/download/pamphlet_dl.pdf
(2026 年 5 月 10 日確認)

8～10階：帰国者/渡航者宿泊		10階
		9階
		8階
バッファゾーン		7階
		6階
5階：PPE着脱場所		5階
3階・4階：対策本部職員の宿泊、休憩等 2階：対策本部（検疫所職員等が常駐）		4階
		3階
		2階
		1階
別館	本館	

図1 建物概要とゾーニング

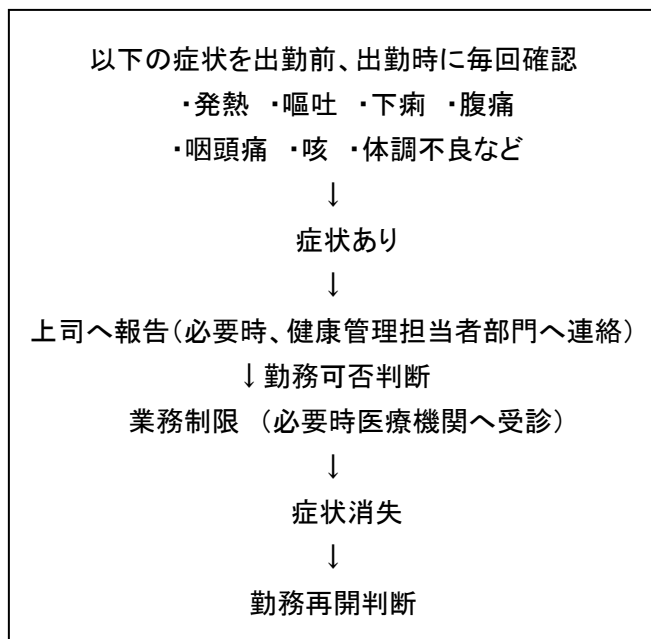


図2 日常的な宿泊施設従業員の健康観察のフロー例

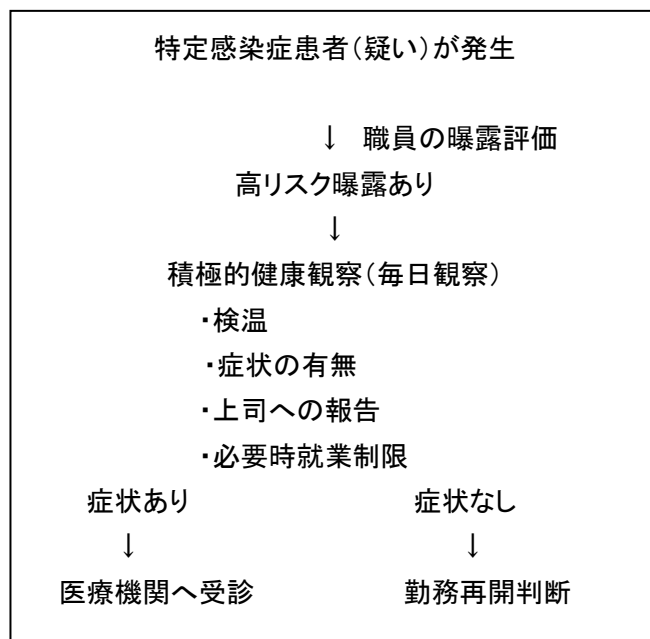


図3 特定感染症発生時の宿泊施設従業員向け健康観察方法のフロー例

従業員健康確認表（20XX年XX月）

[illegible]

体温	体温を記載する。37.5度以上ある場合には、「待機」あるいは「受診」を選択する。（但し、平熱が37.5度を超える場合には該当しない。）
体調	下記の通り記載する。 「良」 通常と変わらない。 「呼」 咳、咽頭痛などの呼吸器症状がある。「待機」あるいは「受診」を選択する。 「胃」 下痢、嘔吐、嘔たなどの胃腸炎症状がある。「待機」、「受診」のいずれかを選択する。多くの宿泊施設では、ノロウイルス胃腸炎対策の一貫として「受診」を推奨している。 「他」 その他の症状(手の傷等)がある。備考欄に記載する。 「同」 本人には37.5度以上の発熱や上記症状がないが、同居家族に37.5度以上の発熱あるいは上記症状がある。本人が発症した場合には、それぞれの対応に準じる。
対応	「待機」従業員は出勤せず自宅待機、あるいは出勤する。 「受診」上記に加えて、医療機関を受診する。 「なし」 特別な対応なし。 「他」 その他の対応。備考欄に記載する。

図4 従業員健康確認表(例)

宿泊客健康確認表

[illegible]

(項目)	(記載)	(解説)
体温	小数点以下1桁	チェックイン時に体温が37.5度以上ある場合には、「対応」欄に「待機」あるいは「受診」と記載する。(但し、平熱が37.5度を超える場合には該当しない。)
体調	「良好」	通常と変わらない。
	「呼吸器」	咳、咽頭痛などの呼吸器症状がある。「待機」あるいは「受診」を選択する。
	「胃腸炎」	下痢、腹痛、嘔吐などの胃腸炎症状がある。「対応」欄に「待機」、「受診」、「なし」のいずれかを選択する。
	「その他」	その他の症状がある場合には、備考欄に具体的な内容を記載する。
	「両方」	本人には37.5度以上の発熱や上記症状がないが、両伴者に37.5度以上の発熱あるいは上記症状がある場合に選択する。本人が発症した場合には、それぞれの対応に準じる。
対応	「待機」	宿泊客は客室内で過ごす。
	「受診」	上記に加えて、医療機関を受診する。受診結果について、備考に記載する。
	「その他」	特別な対応なし。
	「なし」	その他の対応、備考欄に記載する。
備考		宿泊中に、体温37.5度以上、呼吸器症状、胃腸炎症状があった場合、その対応を含めて記載する。

図5 宿泊客健康確認表（例）

(このページは白紙です)